放課後児童クラブ運営業務受託法人の選定基準

区分		配点	判断基準
書類No.	項目・内容		
様式2号①	基本的な運営方針	100	市の事業目的に則している。 家庭に代わる生活の場として適している。 児童の健全育成に対して意欲・熱意がある。 運営上の課題を明確化し、解決に向けた計画を立てることができる。 運営状況について整理し、市に適切に報告・共有することができる。
様式2号②	保護者及び保護者組織との連携	50	日々のお迎え時に保護者への引き継ぎが適切に行われ、児童の生活の連続性が保てる。 連絡帳等を活用（必要に応じて保護者へ連絡）し、日々の児童の出欠や健康状態の把握ができる。 クラブだより等を活用し、定期的に保護者へ児童クラブの様子を伝達できる。 運営状況について、保護者の意見を聴取し資質向上が図れる。 おやつ代や行事会費等の実費負担金を適切に徴収し、全保護者に対し収支報告を行い承認を得る計画である。 保護者会の開催や保護者会活動の支援を通じて、保護者同士が交流できる場を提供できる。 保護者の子育てに対する悩みや不安などについての相談に応じ、適切な支援やサービスの紹介や関係機関（こども福祉課等）への引き継ぎが図れる。 その他、児童の健全育成を図るための取り組みができる。
	安全・危機管理に関する対応	50	事故やケガを防止するために室内環境の安全性を毎日点検し、児童へ適切な指導ができる。 室外遊びにおいて、室外環境や遊具の点検を毎日実施し、児童に対する安全を確保できる。 安全を保つため、施設や生活環境の改修が必要な場合、適切に対処することができる。 地震や火災等の災害に対し適切な対応をマニュアル化し、定期的な避難訓練を計画し実施することができる。 不審者進入時の対応をマニュアル化し、定期的な対応訓練を計画し実施することができる。 事故やケガが発生した場合に備え、適切な処置・対応ができ、保護者及び市へ報告ができる体制をマニュアル化している。 防火管理責任者を配置している。 その他、児童及び施設の安全・危機管理を図るための取り組みができる。
	健康管理に関する対応	50	児童の入室時に健康状態を確認し、健康観察ができる。 感染症の予防や健康維持のため、施設や備品、おやつ等の衛生管理ができる。 感染症の予防や健康維持のための指導ができる。 指導員の健康診断を行い健康管理に努め、また、定期的に保菌検査を実施し衛生管理ができる。 児童の対応に連続性を保つため、記録簿等を活用し指導員間の連携・継続性が図れる。 アレルギーのある児童について理解をし、適切な対応ができる。 その他、児童及び指導員の健康管理を図るための取り組みができる。 健康管理のルールを児童クラブ全体で共有し、感染症予防マニュアルに基づく対策を講じている。
	学校との連携	50	放課後の生活に対し連続性を確保するため、学校との連携を図り、下校時間や学校行事等の確認ができる。 放課後児童の生活の場を広げるため、学校施設（体育館・家庭科室・図書室等）の利用計画がある。 児童の健康管理のため、季節性の感染症（インフルエンザ等）の情報交換が学校との間で適切に行なえる。 児童の健康管理や発達状況等について、必要に応じて担任や養護教諭等と連携・報告・相談ができる。 児童の発達状況等の見守りに対して連続性と指導員間の統一性を保つため、記録簿等の活用計画がある。 その他、児童の健全育成の充実を図るために学校と連携ができる。
様式2号③	地域との連携	50	児童の発達の連続性を確保するため、必要に応じ保育所（幼稚園）との連携が図れる。（こども福祉課経由含） 地域ボランティアとの連携を図り、地域ぐるみの放課後児童健全育成ができる。 地域の特性を有効に活用し児童の健全育成の充実を図ることができる。 その他、児童の健全育成に必要と思われる関係機関（こども福祉課・家庭児童相談室等）との連携が図れる。

区分		配点	判断基準
書類No.	項目・内容		
様式2号③	要望・苦情の対応	50	保護者の要望や苦情を受付ける窓口や担当者が明確になっている。（要望や苦情を受付けし易い体制づくりに努めている。）
			保護者以外（学校や地域等）の要望や苦情の対応や体制が明確になっている。
			要望や苦情の記録（受付記録）、改善や対応の措置の記録（対応記録）が適切にできる。
			こども福祉課への報告・相談が適切に行われ、こども福祉課からの指示内容を的確に遂行できる。
			要望や苦情の内容、改善や対応の措置内容について関係各所への報告・周知が適切にできる。
			その他、要望や苦情に対する対応を円滑にするための取り組みができる。
	個人情報保護	50	児童データ（入所申込書等）や各記録簿の保管状況を適切に定めている。
			個人情報の記録された媒体の破棄方法を適切に定めている。
			連絡帳等の児童や家庭状況の記録された媒体を適切に取り扱っている。
			指導員は、個人情報保護について理解し遵守できる。
	虐待等の対応	50	児童の心身状態及び保護者や家族の態度について、適切な観察・情報収集を行い虐待の早期発見ができる。
			福祉的な介入が必要とされるケースについて、関係各所と連携し適切に対処する体制が確立している。
			職員による虐待に関する通報等により、虐待防止や早期発見ができる。
			こども福祉課の指示や要請に従い、虐待への対応ができる。
様式2号④	指導員の配置計画	50	配置基準を理解し、適正な配置を行うことができる。
			配置基準を十分に満たすための人材が確保されている。または、人材確保について具体的な方策があり、実現が可能である。
			長期休暇中における安定した指導員配置が可能である。
			各支援の単位ごとに主任業務に適した人材を配置することができる。
様式2号⑤	指導員の採用基準	50	「笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」10条3項の各号のいずれかに該当する者を積極的に雇用する基準を設けている。
			公共施設の指導員としての倫理を自覚した者を採用基準に設けている。
			市内に居住する指導員を優先的に雇用している。
			その他、小学校児童の保護育成のために必要とされる採用基準を設けている。
	指導員の研修計画	50	指導員の資質向上を目的とした独自の研修会を年１回以上計画している。
			指導員同士が意見交換（ミーティング含）を行い、共通認識の上で連携した保育ができるような環境を整えている。
			応急処置等の技術習得を目的とした研修会（普通救命法講習会等）の計画がある。
			その他、子育て支援に貢献できることを目的とした研修等の計画がある。
	独自に計画・実施したいこと	50	地域性（地域資源）を活かした（又はクラブ独自の特徴を作る）計画がある。
様式2号⑥	障害児・特に配慮が必要な児童等の対応	100	障害児や特に配慮が必要な児童へのケアと、児童同士の相互理解を深める計画がある。
			保護者と話し合いや協力ができる。
			小学校や関連機関等と連携の体制が取れる。
			児童に関する記録、保護者や小学校とのやり取りの記録が整理できる。
様式2号⑦	特色ある取組	50	製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等、児童の創造性や情操を高める活動を企画している。
			遊びを通して児童の自己肯定感が育つ工夫がされている。
			児童の日常に寄り添い、生活の中の「学び（自主性・社会性を育むこと）」につながる。
			安全に実施することができる。
様式3号	年間計画	50	無理のない計画を立てている。
			各月に行事を計画している。
			事故やケガの危険性のある行事は計画していない。（または、事故やケガを回避する内容が明確に計画されている。）
様式4号	運営業務の実績	50	児童や保護者のニーズを満たした安心・安定した運営ができている。
見積書（様式5号）	受託見積価格	50	委託上限額との整合性があり、提案内容に対し妥当な価格である。
合計		1000	